

## 福岡市公文書規程 抜粋

(完結文書の総合図書館長への移管)

第 42 条 総務課長等は、収蔵文書のうち完結後 30 年を経過したもの(次に掲げるものを除く。)及び保存期間が満了したもので別に定める基準により歴史的又は文化的価値があると認められるものについては、当該文書を所管する課の文書管理者及び総合図書館長と協議のうえ、当該文書管理者が作成した移管公文書目録(様式第 16 号)を添えて総合図書館長へ移管するものとする。

(1) 現に使用しているもの

(2) 移管することができない特別の理由があるもの

2 文書管理者は、第 40 条第 2 項又は第 3 項の規定により保存する文書(以下「保存文書」という。)のうち完結後 30 年を経過したもの(前項各号に掲げるものを除く。)及び保存期間が満了したもので別に定める基準により歴史的又は文化的価値があると認められるものについては、総合図書館長と協議のうえ、当該文書管理者が作成した移管公文書目録を添えて総合図書館長へ移管するものとする。

3 文書管理者は、第 1 項及び前項の規定により完結文書の移管を行ったときは、総務課長にその旨を報告しなければならない。

4 総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な措置を講じるものとする。